

令和4年4月28日付け「水際対策上特に対応すべき変異株等に対する指定国・地域」の変更を含む日本人生徒・外国人留学生の帰国・入国に係る留意点及び「留学生円滑入国スキーム」の現在の状況をお知らせするとともに、引き続き、令和4（2022）年3月1日以降に入国した外国人留学生の状況調査について依頼するものです。

事務連絡  
令和4年4月28日

各都道府県・指定都市教育委員会指導事務担当課  
各都道府県私立学校主管課  
附属学校を置く各国公立大学法人担当課 御中  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省総合教育政策局国際教育課

日本人生徒・外国人留学生の帰国・入国に係る留意点等について（周知及び依頼）

日頃より、文部科学行政に対し御理解・御協力をいただき、誠にありがとうございます。

令和4年3月1日から、「水際対策強化に係る新たな措置（27）」が講じられているところです。令和4年4月28日付けで、「水際対策上特に対応すべき変異株等に対する指定国・地域」について、一部変更がありましたのでお知らせします。

あわせて、日本人生徒・外国人留学生の帰国・入国に係る留意点及び3月から開始している「留学生入国円滑スキーム」の現在の状況をお知らせするとともに、令和4年3月7日付け事務連絡「留学生円滑入国スキームの導入及び在留資格認定証明書の有効期間に係る新たな取扱い等について（周知及び依頼）」にて、依頼している令和4（2022）年3月1日以降に入国した外国人留学生の状況調査について、引き続きの御協力を依頼いたします。

このことについて、各都道府県教育委員会におかれては所管の高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部（以下「高等学校等」という。）及び域内の指定都市を除く市区町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の高等学校等に対して、各都道府県私立学校主管課におかれては所轄の高等学校等及び学校法人に対して、各国公立大学法人におかれては管下の高等学校等に対して、高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、周知願います。なお、本事務連絡は高

等学校所管課宛てに送付しておりますので、義務教育諸学校を担当していない場合、義務教育諸学校所管課にも御転送くださいますようお願いいたします。

## 記

### 1 「水際対策上特に対応すべき変異株等に対する指定国・地域」について

令和4年4月28日付けで、以下のとおり変更になっています。各国・地域における水際対策上特に懸念すべき変異株の市中感染の状況、新規感染者数、直近のわが国の空港検疫における陽性率等を踏まえ、変異株の流入のリスクを総合的に判断し、追加的措置が実施される可能性がありますので、最新情報を確認するよう御留意ください。

#### ① 検疫所の確保する宿泊施設で10日間待機の場合

##### (ア) 再入国拒否対象国・地域

該当なし

##### (イ) 再入国拒否の対象とならない国・地域

該当なし

#### ② 検疫所の確保する宿泊施設で6日間待機の場合

##### (ア) 再入国拒否対象国・地域

該当なし

##### (イ) 再入国拒否の対象とならない国・地域

該当なし

#### ③ 検疫所の確保する宿泊施設で3日間待機の場合

##### (対象国・地域)

ロシア全土、韓国、エジプト、パキスタン、ブルガリア、南アフリカ共和国、ラオス

※ スリランカ、トルコ、ベトナムについては令和4年4月29日午前0時より上記③の指定が解除されます。

※ ブルガリア、南アフリカ共和国、ラオスについては、令和4年5月1日午前0時より上記③の指定となります。

### ○水際対策上特に対応すべき変異株等に対する指定国・地域について

(厚生労働省ホームページ下部にリンクあり)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00209.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html)

## 2 日本人生徒・外国人留学生の帰国・入国に係る留意点について

新型コロナウイルス感染症についての感染状況は刻々と変化している状況です。国内外の感染状況等に応じ、求められる水際対策強化措置に変更が生じる可能性がありますので、引き続き、関係ホームページを適宜御確認いただき、最新の水際対策の状況の把握に努めていただくとともに、日本人生徒、外国人留学生及び留学担当教職員等への周知並びに必要なサポート等をお願いします。また、緊急時の連絡先の確認等を行うなど、休日を含み、当該入国者と十分に連絡が取れる体制の構築をお願いします。

なお、外国人留学生の入国に当たっては、受入責任者が行動管理等に責任を持つことが前提となっておりますので、外国人新規入国オンライン申請時の誓約事項等の遵守を徹底するよう改めてお願いします。

- 新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化に係る措置について  
(外務省海外安全ホームページ)

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4\\_005130.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005130.html)

- 外国人新規入国オンライン申請時の誓約事項  
(厚生労働省ホームページ)

[https://entry.hco.mhlw.go.jp/doc/commitment\\_form.pdf](https://entry.hco.mhlw.go.jp/doc/commitment_form.pdf)

## 3 「留学生円滑入国スキーム」の現在の状況について

外国人留学生の受入れに関し、文部科学省、出入国在留管理庁及び国土交通省との共同で、ビジネス客等が比較的少ない月曜日から木曜日を中心に、国内航空会社等の協力を得て、大学や高等専門学校、高等学校、専修学校・各種学校、日本語教育機関等の受入機関が搭乗便の希望を集約した留学生について、フライト毎に設定されている一般枠と別に扱い、当該フライトの空席を活用して、留学生が円滑に搭乗・入国することを可能とする「留学生円滑入国スキーム」を導入しております。

当初は、日本航空（JALグループ）及び全日本空輸（ANA）の2社の参画でしたが、4月28日現在、日本航空（JALグループ）及び全日本空輸（ANA）に加え、中国国際航空、深圳航空、中国南方航空、春秋航空、厦門航空、上海吉祥航空、中国東方航空、ネパール航空、大韓航空、アジアナ航空が参画しております。

申請方法は、各社で異なりますので、文部科学省ホームページを御確認いただき、申請いただくようお願いします。各航空会社の申請方法等は順次、各国の言語に翻訳したものを掲載していますので、生徒にスキームの周知をする際などに御活用ください。

なお、外国人留学生の入国は本スキームに限定されるものではなく、通常の方法でフライトの予約が可能な場合には、本スキームを通じて申込む必要はありません。速やかに入国できる手段を御検討くださいますようお願いいたします。

○留学生円滑入国スキーム（文部科学省ホームページ）

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/coronavirus/mext\\_00149.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00149.html)

4 令和4（2022）年3月1日以降に入国した外国人留学生の状況調査（高等学校・中学校・小学校対象）について

令和4年3月7日付け事務連絡「留学生円滑入国スキームの導入及び在留資格認定証明書の有効期間に係る新たな取扱い等について（周知及び依頼）」において、令和4（2022）年3月1日以降に入国した外国人留学生の状況調査（高等学校・中学校・小学校対象）を御依頼したところです。こちらについても、当面の間、実施することになっておりますので、引き続き、御協力いただきますようお願いいたします。

○ 提出期限・内容： 毎週木曜日まで・直近木曜日～水曜日（7日間）のデータ

※ 該当のある各学校から直接、下記Web フォームを用いて行ってください。

※ 当該週に該当がない場合は入力不要です。

※ 令和4（2022）年3月1日以降に入国した外国人留学生がいるにもかかわらずまだ入力できていない場合は、その数字についても入力してください。

○ 回答方法： 下記URL から入力をお願いします。

<https://forms.office.com/Pages/ResponsePage.aspx?id=sBBYVms2kEKJjkjbwPnpL09weKt811JKroIsODTILPhUOTRCREg2UVg4MFgyWDc0VFdaN1BaUkEwSS4u>



<担当連絡先>

文部科学省総合教育政策局国際教育課国際理解教育係

電話番号：03-5253-4111（内線3487）

E-mail：kouryu@mext.go.jp